

茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設（大洗海浜公園）  
の指定管理者候補者の選定結果について

土木部 港湾課  
(TEL 029-301-4521)

茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設（大洗海浜公園）の管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。

今後開催される県議会第4回定例会において指定の議決を経て、茨城港大洗港区の港湾環境整備施設（大洗海浜公園）の指定管理者に指定します。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和6年4月1日から実施する予定です。

記

1 指定管理者候補者	大洗町																				
2 指定期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間																				
3 応募団体数	候補者を含めて1団体（非公募）																				
4 選定方法																					
(1) 選定委員会委員数	外部委員：3名 県側委員：2名 合計：5名																				
(2) 選定方法	1次審査：事務局による書面審査 2次審査：選定委員会において申請者によるプレゼンテーション、ヒアリング、事業計画書等審査																				
(3) 選定基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">選定基準</th> <th style="width: 50%;">審査項目</th> <th style="width: 20%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県民の平等利用の確保</td> <td>・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>2 施設の効用の最大限の発揮</td> <td>・適切な施設の維持管理が確保されているか。 ・利用促進計画は効果的か。</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>3 経費の節減</td> <td>・効率的な管理運営が行えるか。 ・収支計画は妥当か。</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>4 業務を安定して行う物的・人的能力</td> <td>・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・類似施設等における相当の知識又は管理実績を有しているか。 ・適切に個人情報情報を管理できるか。</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>50点</td> </tr> </tbody> </table>			選定基準	審査項目	配点	1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	10点	2 施設の効用の最大限の発揮	・適切な施設の維持管理が確保されているか。 ・利用促進計画は効果的か。	10点	3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。 ・収支計画は妥当か。	10点	4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・類似施設等における相当の知識又は管理実績を有しているか。 ・適切に個人情報情報を管理できるか。	20点	合 計		50点
選定基準	審査項目	配点																			
1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	10点																			
2 施設の効用の最大限の発揮	・適切な施設の維持管理が確保されているか。 ・利用促進計画は効果的か。	10点																			
3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。 ・収支計画は妥当か。	10点																			
4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・類似施設等における相当の知識又は管理実績を有しているか。 ・適切に個人情報情報を管理できるか。	20点																			
合 計		50点																			
5 選定理由	<p>選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、大洗町を指定管理者候補者として選定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理実績が十分にあり、適正かつ効率的な管理運営ができること。</li> <li>・町の所有施設との一体的な管理運営や密接な連携等により、効果的・効率的な管理運営及び住民サービスの向上が図られること。</li> </ul>																				